



VI 各機関の運営について

1. 評議員・評議員会

1) 評議員

- ・評議員は評議員会の構成員として役員や会計監査人の選任・解任と経営上の基本事項を決定する立場にある。
- ・評議員は理事・理事会が選任・解任することができず、独立の地位が保証されている。
- ・評議員は個人として一定条件の下に、評議員会を招集する権利、議題を理事に請求する権利及び評議員会において議案を提出する権利がある。

2) 評議員会の役割

評議員会は法人経営の基本的なルールと経営体制を決定するとともに、役員の選任・解任等や計算書類の承認権限を通じて、理事の法人経営を監視する役割を担っている。

3) 評議員会の開催と招集

(1) 開催

- ・毎会計年度終了(毎年3月末日)後、一定の時期に招集しなければならないがこれを定時評議員会という(法45の9①)。一定の時期とは計算書類の作成期限が会計年度終了後3か月以内とされているため(法45の27②)、6月末日までに開催する。
- ・定時評議員会のほか、法人が必要ある場合いつでも招集できる(法45の9②)。

(2) 招集権者

- ・原則として理事(法45の9③)、実務的には理事長が招集する。
- ・評議員は理事に対して評議員会の目的である事項(議題)及び理由を示して招集を請求できる(法45の9④)。
- ・上記の請求後遅滞なく招集されないときは、所轄庁の許可を得て評議員が自ら招集できる(法45の9⑤)。

(3) 招集事項の決定

理事会の決議により次の事項を決定する必要がある(法45の9⑩、一般法人法181、則2の12)。

- ①評議員会の日時及び場所
- ②評議員会の目的である事項(議題)があるときは、当該事項
- ③目的である事項に係る議案の概要(概要が決まっていない場合はその旨を記載)

(4) 招集通知

- ・招集権者が招集事項を記載した招集通知を、開催日の1週間前までに書面で発出することが必要。1週間は定款で短縮することができる(法45の9⑩、一般法人法182①)
- ・通知書面に代えて評議員の承諾を得て電磁的方法に依ることも可能(法45の9⑩、一般法人法182②)
- ・評議員全員の同意があれば上記の招集手続きを経ることなく開催可能(法45の9⑩、一般法人法183)



Q1 理事、監事には評議員会への出席義務はあるか。

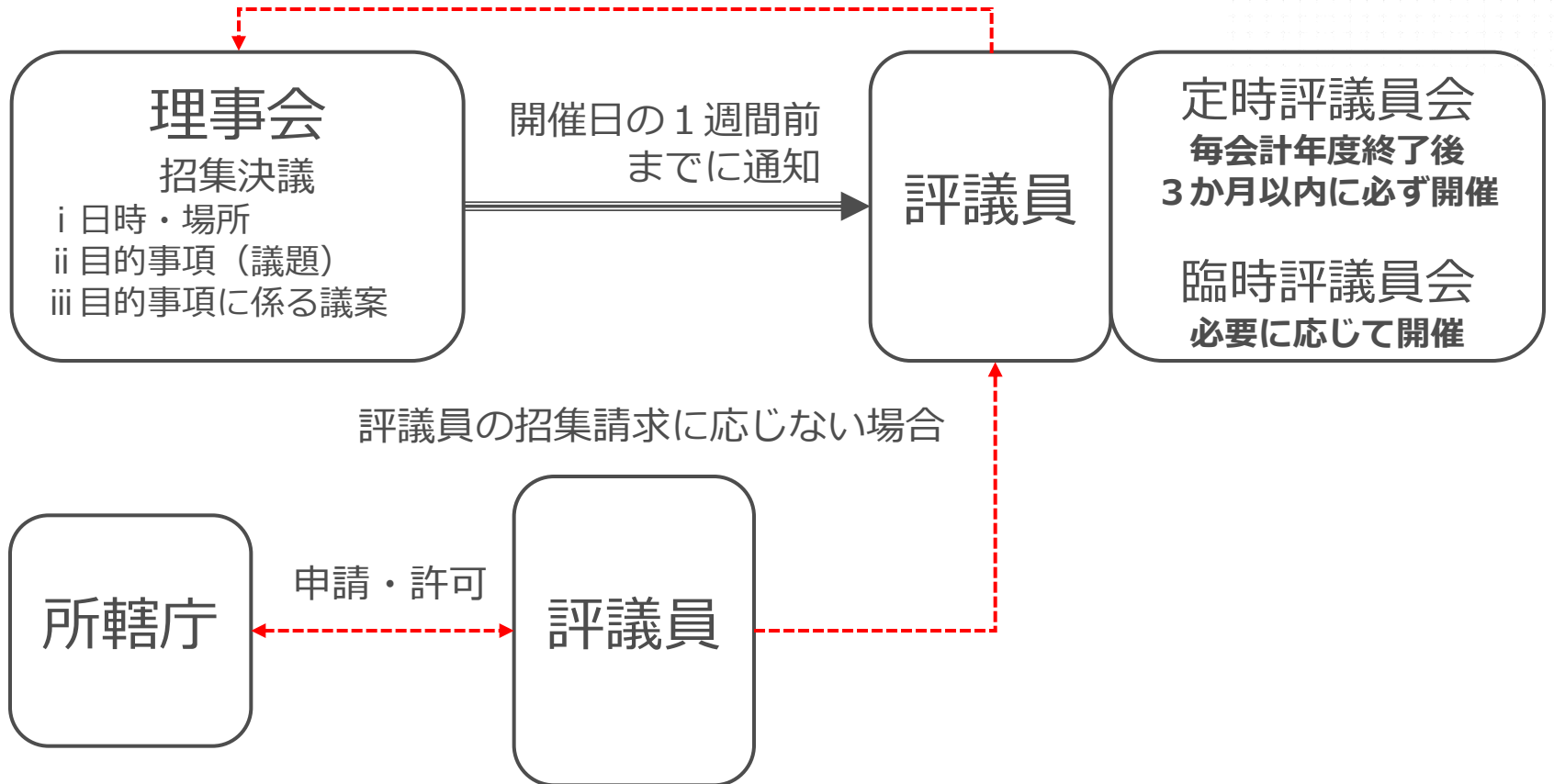
A1 法令上役員の出席義務が規定されているわけではないが、理事は議題提出者として当然説明があり、監事も必要に応じて意見を述べることが要求されているので、出席は当然のことと解される。公益財団法人では少なくとも代表理事や常勤の理事及び1名以上の監事が出席しているのが一般的である。

Q2 3月15日に臨時の評議員会を開催したいが招集通知はいつまでに郵便局に投函すればよいのか。

A2 法は1週間前と規定している。この1週間の計算は「あいだ」を1週間あけるという意味で、質問の場合には7日までに投函すればよい。なお、定款でこの1週間を短縮できるので、例えば5日前と規定していれば9日までに投函すればよいこととなる。

評議員会招集の手順概要

議題・理由を示して招集請求することができる



4) 評議員会の決議について

(1) 決議できる事項

- ・ 評議員会は予め招集通知で定められた評議員会の目的である事項(議題)以外の事項については決議することができない(法45の9⑨、一般法人法181①②)
- ・ 議決権の行使については書面等による決議や代理人に委任する決議は認められない(法38条の解釈)
- ・ 出席者が一堂に会し議論ができる環境が整備されれば、テレビ会議、電話会議は認められる。

(2) 決議の省略による方法(全員同意による書面決議)

理事が評議員会の目的である事項(議題)を提案した場合、議決に加わることでできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる(法45の9⑩、一般法人法194①)



(3) 決議要件

- ・ 議決に加わることのできる評議員(特別の利害関係のある評議員は議決に加わることができない) の過半数が出席し、その過半数をもって決議する(普通決議。法45の9⑥)
- ・ 法律の規定する一定の議題については議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない(特別決議。法45の9⑦)

評議員会決議事項

普通決議の事項	特別決議の事項
理事・監事・会計監査人の選任(法 4 3 ①)	監事の解任(法 4 5 の 4 ①)
理事・会計監査人の解任 (法 4 5 の 4 ①)	理事等の責任の一部免除(法 4 5 の 2 0 ④、一般法人 1 1 3 ①)
理事・監事・評議員の報酬 (法 4 5 の 3 5 ②)	定款の変更(法 4 5 の 3 6 ①)
計算書類の承認(法 4 5 の 3 0 ②)	解散(法 4 6 ①)
役員報酬基準の承認 (法 4 5 の 3 5 ②)	吸収合併により消滅又は存続する場合の吸収合併契約(法 5 2)
社会福祉充実計画の承認 (法 5 5 の 2 ⑦)	新設合併により消滅する場合の新設合併契約(法 5 4 の 8)
<p>その他定款で任意記載事項として規定した事項</p> <p>例 1 : 事業報告を評議員会承認事項とする場合</p> <p>例 2 : 評議員会運営規程を設ける場合</p> <p>例 3 : その他の諸規程の一部を評議員会決議事項とする場合</p> <p>例 4 : 施設の新設・大規模改修</p>	

5) 評議員会の議事運営

(1) 出席者

- ・評議員、理事、監事

理事、監事の出席義務に関する規定はないが、議案の説明、評議員の質問に答えるなどの説明義務があり、少なくとも理事長や執行理事並びに監事は必ず出席する(法45の10)

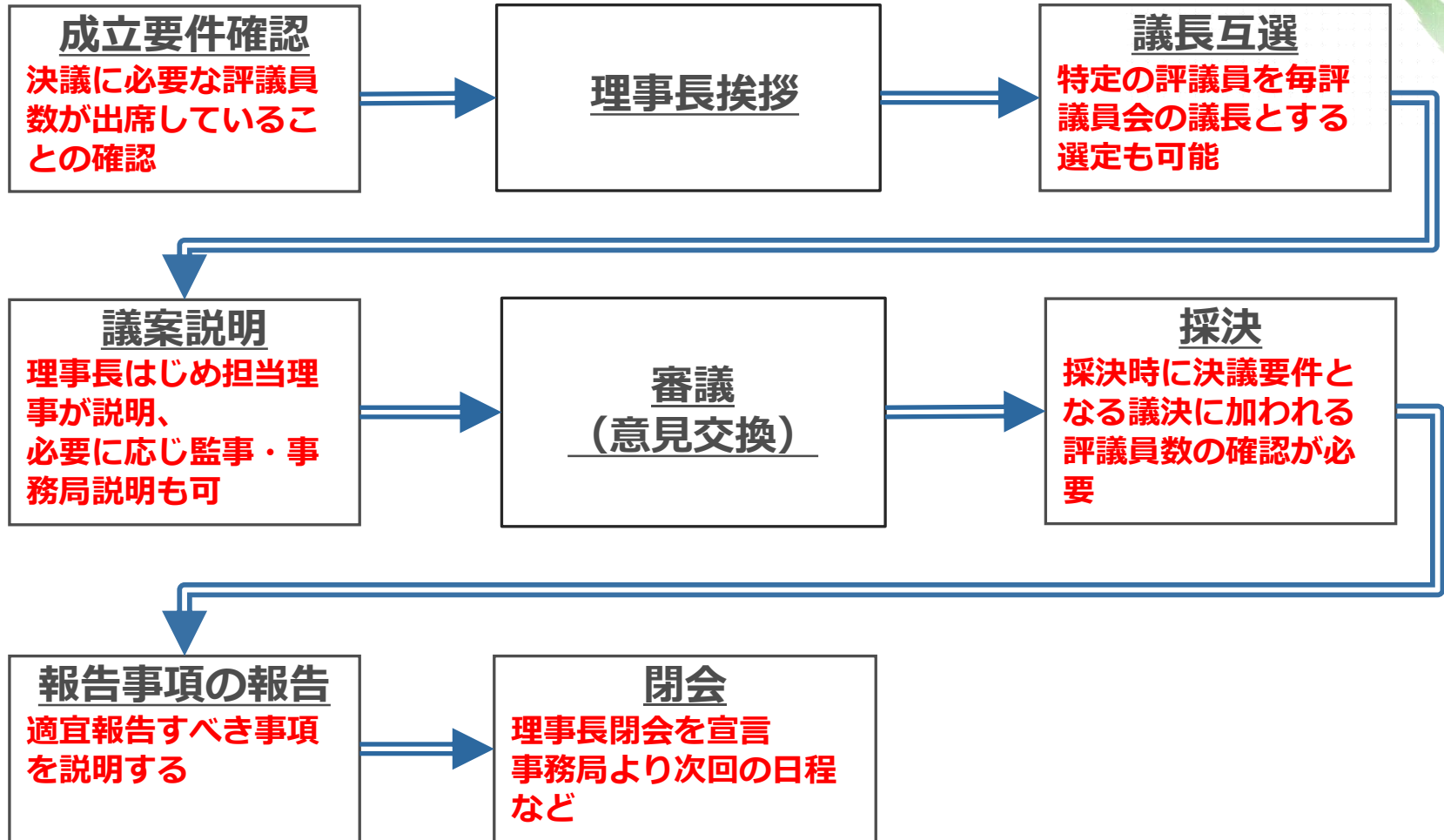
(2) 議長

- ・評議員会の議長について法律の規定はないが、通常議長を互選し議長の采配の下に議事を進行する。
- ・議長は評議員会のつど互選又は期間を決めて(通常は当該評議員の任期満了まで)特定の人物を互選するなどの方法がある。
- ・議長は評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。たとえば、役員の選任議案について一人一人審議することに代えて、一括審議を提案するなど。(一般法人法54)
- ・議長は通常可否同数の場合の採決権を有しているが、その場合、最初の採決の場合の投票権はない。

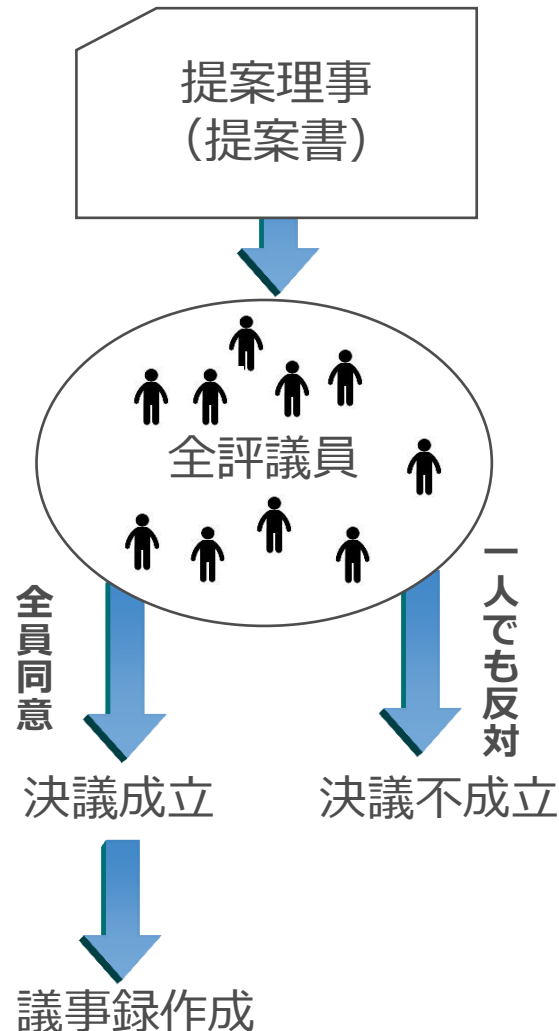
(3) 議事録

- ・評議員会の議事については省令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。(法45の11①、則2の15)

評議員会の運営手順



決議の省略の方法による決議



社会福祉法人〇〇会
第11回評議員会

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 ○○○○
第2号議案 ○○○○
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 甲
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日 平成28年11月28日
- 4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事 甲
- 5 議決に加わることのできる評議員総数 10名 (同意書別添のとおり)

平成28年10月22日、理事甲が評議員全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の提案書を発し、当該提案につき平成28年11月28日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、定款〇条に基づく評議員会の決議の省略の方法により当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する

平成28年11月28日
理事 甲 印



Q1 理事を8名評議員会で選任することとなった。8名の候補者を一括して採決してもよいか。

A1 一括採決は認められない。ひとり一人ごとに採決しなければならない。

Q2 決議の省略の方法による決議は役員の選任決議の場合でも可能か。

A2 可能。ただし、役員選任は社会福祉法人にとって重要な人事であり、できるだけ実際に評議員が集まって慎重に審議すべきである。

Q3 評議員会を招集する理事会と評議員会の開催日は、何日間以上の間隔を置くことが必要か。

A3 定時評議員会の招集は、計算書類等の備置き・閲覧に関する規定との関係から2週間前までに開催する必要があるが、それ以外の評議員会は1週間前（定款で短縮している場合はその期間）前までに開催することになる。

Q4 理事会において評議員会招集の決議をするにあたって、日にちは確定しているが場所は未定としてかまわないか。

A4 正式な招集決議とは認められない。場所の確定を待って決議すべきである。

Q5 議長も含め評議員が8名参加する評議員会において、最初の採決で4対4と可否同数となった。この場合議長の裁決で議案を決定してよいか。

A5 質問の事例では、議長は最初の採決で議決権を行使し、可否同数となったためさらに議長が賛否いずれかに議決権を行使することになる。つまり、議長は2個の議決権を行使したことになり、これは認められないと解されている。公益法人の場合議長は最初の採決に参加した場合の裁決権はないとするか、最初の採決には参加せず、可否同数の場合のみ裁決権があるものとして定款で規定している。

2. 理事・理事会

1) 理事

- ・理事は理事会の構成員として、理事会における議決権の行使を通じて法人の業務執行の意思決定に参画するとともに理事長や他の理事の職務の執行を監督する。
- ・理事は理事会招集権者(通常は定款で理事長と規定)に対し招集を請求する権利もある。

2) 理事長及び業務執行理事

- ・理事長は理事会の決議によって選定される(法45の13③)
- ・理事長は法人を代表し、法人の業務に関する一切の裁判上裁判外の行為を行う権限があり(法45の17①)、また業務の執行をする(法45の16②)
- ・理事長以外に業務の執行をする理事(業務執行理事)を理事会で選定することができる(法45の16②)

3) 理事長・業務執行理事の理事会への報告(法45の16③)

- ・理事長・業務執行理事は3か月に1回以上業務執行状況を理事会に定期報告しなければならない。
- ・定款に毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上と規定することができる。

4) 理事会の役割

- ・業務執行の決定(定款や法令で評議員会決議事項として定められている事項以外はすべて理事会で決める(理事会決議事項を評議員会に報告することは任意))。
- ・理事の職務執行の監督
- ・理事長(必ず選定)及び業務執行理事(選定するかどうかは任意)の選定及び解職

5) 理事会の開催と招集

(1) 開催

- ・開催日や開催回数は特に法令上の規定はないが、執行理事の職務執行報告回数(原則年4回、定款で定めれば年2回)は最低必要。
- ・事業計画・予算審議は3月に、事業報告・決算審議6月に開催することが一般的。
- ・その他必要に応じて何回でも理事会を開催できる。
- ・事業報告・決算審議のための理事会は、理事会で承認した計算書類等を監査報告と共に(会計監査人設置法人は会計監査報告も)、定時評議員会開催日の2週間前の日から事務所に備置きしなければならないために、少なくとも定時評議員会開催日前に、2週間の間隔をあけて理事会を開催する必要がある。



(2) 招集権者

- ・原則は各理事であるが(法45の14①本文)、定款で特定の理事を招集権者と決めることができる(同但し書き)。通常は理事長が一般的
- ・各理事は招集権者に対し、所定の手続きにより招集を請求できる(法45の14②)
- ・この請求にもかかわらず理事会が招集されない場合は当該請求理事は自ら招集できる(法45の14③)

(3) 招集通知

- ・招集する目的である事項(議題)や議案を招集通知に記載することは求められていないが、可能な限り議題・議案及びそれらの資料も送付することが望ましい。
- ・招集権者が招集事項を記載した招集通知を、開催日の1週間前までに書面で発出することが必要。1週間は定款に定めれば短縮することができる(法45の14⑨、一般法人法94①)
- ・理事及び監事全員の同意があれば上記の招集手続きを経ることなく開催可能(法45の14⑨、一般法人法94②)

6) 理事会の決議について

(1) 決議ができる事項

法令で規定する事項、法令で理事に委任できないとする事項(法45の13④)のほか、定款で特に規定した事項及び業務執行に関し理事会の承認を求めるときと判断される事項を決議事項とすることができる(次頁表参照)

(2) 決議の省略による方法(全員同意による書面決議)

理事が理事会の決議の目的である事項(議題)を提案した場合、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる旨を定款で定めることができる(法45の14⑨、一般法人法96①)



Q1 理事長や業務を執行する理事の定例的な理事会への報告(法45の16③)は、役員全員に通知したときは理事会への報告は省略できるか。

A1 できない。法45の14⑨で準用する一般法人法98②により、理事長等の職務執行報告は省略できない。

Q2 議決に加わることのできない理事とはどういう場合か。

A2 たとえば、当該理事の利益相反取引や自己取引を承認する際や、当該理事の報酬額を決める理事会の決議のように、法人と当該理事との利害が相反する場合の議案については、当該理事は決議に参加できない。

理事会決議事項

法令に規定する決議事項	定款上決議事項としている事項(事例)
<ol style="list-style-type: none"> 1 理事長・業務執行理事の選定・解職(法45の13③、同16②) 2 評議員会招集に係る事項(法45の9⑩、一般法人法181) 3 計算書類、事業報告、これらの附属明細書(法45の28③) 4 重要な財産の処分及び譲受け(法45の13④一) 5 多額の借財(法45の13④二) 6 重要な役割を担う職員の選任・解任(法45の13④三) 7 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止(法45の13④四) 8 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適性を確保するために必要な体制の整備(法45の13④五)次頁参照 9 役員が社会福祉法人に対する損害賠償責任の一部免除(法45の13④六) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長、副理事長、常務(専務)理事、などの法人独自の役職を定款で定めた場合の選任・解任 ○ 理事会運営規定など主要な法人の規程 ○ 評議員会に提出する役員候補者名簿、評議員選任・解任委員会に提出する評議員候補者名簿 ○ 施設の新設・大規模改修 ○ 新規事業の実施・事業の廃止 ○ 特別の条件が付いた寄附の受け入れ ○ 事業計画・収支予算書 ○ その他業務執行に関し必要と認める事項

上記4～8は、評議員会の決議事項とすることもできるが、8は特定社会福祉法人(大規模社会福祉法人)の場合、理事会決議事項としなければならない。

社会福祉法人の業務の適性を確保するための体制 (いわゆる内部統制)

理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規定その他の体制

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

前号の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の第5号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する事項

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理に係る方針に関する事項

その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

法45の13④五

則2の16一号～十一号

(3) 決議要件

- ・議決に加わることのできる理事（特別の利害関係のある評議員は議決に加わることができない）の過半数が出席し、その過半数*をもって決議する（普通決議。法45の14④⑤）
- ・理事会には評議員会におけるような特別決議という制度はないが、定款によって決議要件を厳しくすることができる。
- ・議決権の行使については書面等による決議や代理人による決議は認められない（法38条の解釈）
- ・出席者が一堂に会し議論ができる環境が整備されればテレビ会議、電話会議は認められる。

7) 理事会の議事運営

(1) 出席者

理事のほか監事も出席義務がある（法45の18③、一般法人法101）

(2) 議長

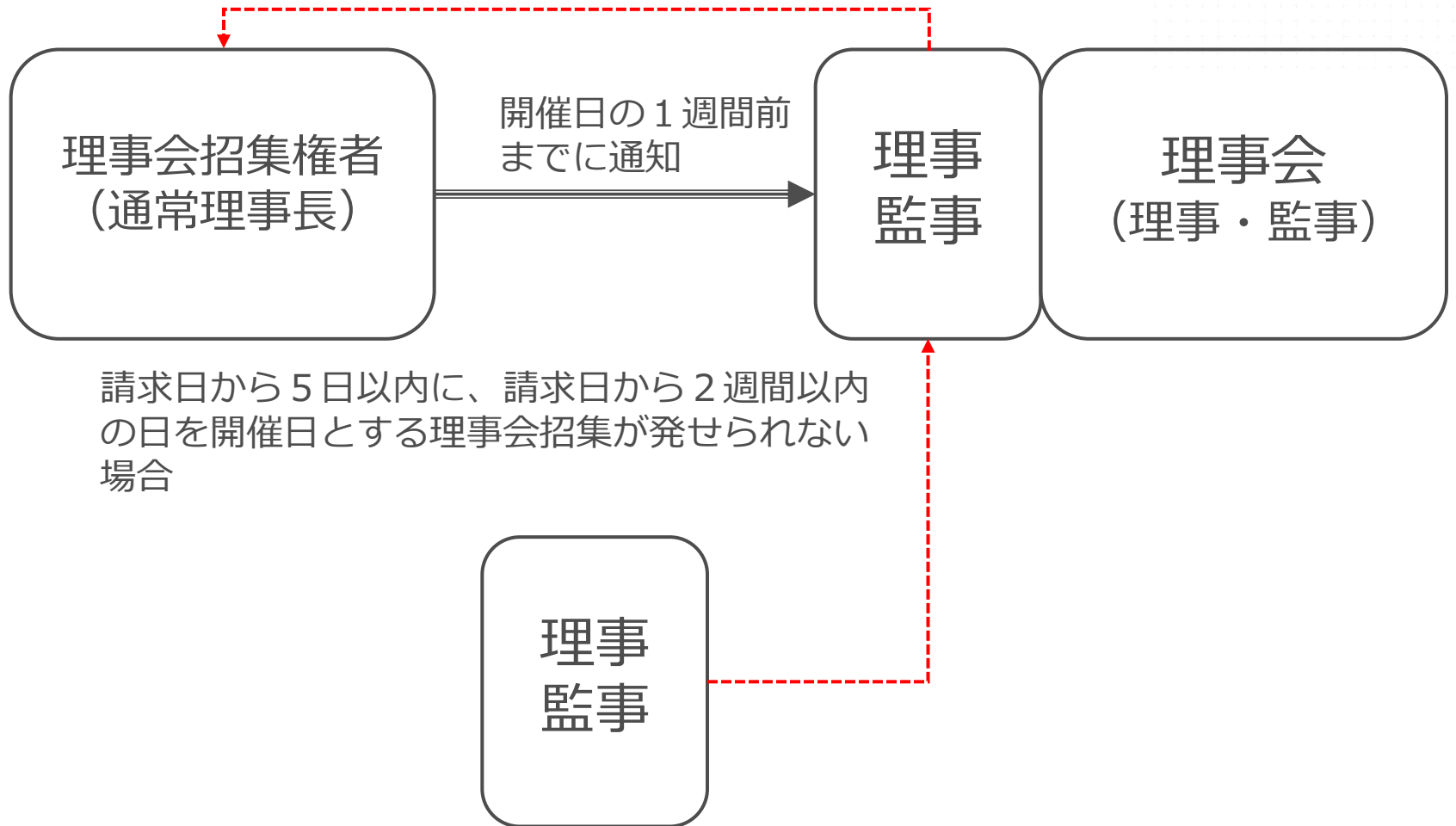
議長については法律上の規定はないが、理事長が議長を務めると定款等で定めることが一般的である。議長の権限と議決権については評議員会議長の場合と同じ。

(3) 議事録

理事会の議事について省令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。原則は出席した理事全員及び監事が議事録に署名しなければならないが、定款規定で出席した理事長及び監事とすることもできる（法45の14⑥）

理事会招集の手順概要

目的である事項を示して招集請求することができる



3. 監事

1) 監事の役割

- ・監事は理事(会)の職務執行を、監査を通じて監督する立場の者で、法人のガバナンス体制の中でも重要な役割を担っている。
- ・監事は最低2名が選任されるが、理事の法令・定款等違反の有無を調査するので多数決ではなく、原則として一人ひとりがその権限を行使する「独任制」の機関である。

2) 監事の権限と義務

(1) 監査

- ・監事は理事の職務を監査し、毎会計年度において監査報告を作成しなければならない(法45の18①)
- ・計算書類および事業報告並びにこれらの附属明細書は必ず監事の監査を受けなければならない(法45の28①)
- ・会計監査人設置社会福祉法人は、計算書類およびその附属明細書は会計監査人の監査を受けなければならないが(法45の28②)、その場合であっても監事もそれらの監査をしなければならないことに留意。

(2) 調査権限

- ・いつでも理事および当該社会福祉法人の職員に対し事業の報告を求め、または業務及び財産の状況の調査をすることができる(法45の18②)
- ・監事はその職務の執行について必要な費用・利息相当額の請求ができる(法45の18③一般法人法106)

(3) 理事会への出席・報告義務

- ・理事の不正な行為や法令・定款に違反する事実があるとき、またはそのおそれがあるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない(法45の18③、一般法人法100)
- ・上記のような場合、必要があると認めるときは招集権者に対し理事会の招集を請求できる。請求日より5日以内に、請求日から2週間以内の日を開催日とする理事会招集通知が発せられない場合、請求した監事は理事会を招集することができる(法45の18③、一般法人法101②③)
- ・理事会に出席し、必要ある場合は意見を述べなければならない(法45の18③、一般法人法101①)

(4) 評議員会への説明・報告義務

- ・ 評議員会において特定の事項について求められたときは、当該事項について必要な説明をしなければならない（法45の10）
- ・ 理事会が評議員会へ提出する議案、書類等について調査し、法令・定款等に違反しまたは著しく不当な事項があるときはその調査結果を報告しなければならない（法45の18③、一般法人法102）
- ・ 評議員会への監事の出席義務について、法律の規定はないが上記のような説明・報告義務があるため、当然に出席が予定されていると考えるべきである。

(5) 理事の行為の差し止め請求

理事が法人の目的外行為、法令・定款に違反する行為又はそれらのおそれがあり法人に著しい損害を与えるおそれがあるときは、その行為をやめることを請求できる（法45の18③、一般法人法103）

(6) 訴訟における代表権

法人が理事を訴える、または理事が法人を訴える場合、監事は法人を代表する（法45の18③、一般法人法104）



Q1 二人の監事が二人とも理事会に出席していない理事会は有効か。

A1 監事には、病気や肉親の葬儀などやむを得ない事情がある場合を除き出席する義務があるが、監事が不在であっても理事会自体は有効に成立する。

Q2 その場合議事録に署名する監事がいないことになるが、どうすればよいか。

A2 その場合は監事の署名又は記名押印は不要である。監事の欠席理由を簡単に記録しておいたほうがよい。

4 会計監査人

1) 会計監査人の役割

- ・会計監査人は、法人が作成する計算書類等を対象として外部の独立した第三者として監査をすることにより、財務面から法人の適正性をチェックする。
- ・収益又は負債が一定基準を超える場合、会計監査人は必置機関であり(法37、令13の3、則2の6)、一定規模未満の法人については設置は任意である。

2) 会計監査人の職務

(1) 監査

- ・計算書類およびその附属明細書並びに財産目録その他省令で定める書類を監査し、監査報告を作成する(法45の19①②)
- ・会計帳簿及び関連資料の閲覧・謄写し、理事および職員に対し会計に関する報告を求めることができる(法45の19③)
- ・必要があるときは業務及び財産の状況を調査できる(法45の19④)

(2) 履行補助者の制限

職務実施にあたって以下の者を使用してはならない(法45の19⑤)

- ・公認会計士法の規定により監査できない者
- ・理事、監事、職員
- ・当該社会福祉法人から監査業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(3) 報告・意見陳述

- ・理事の職務に関し不正の行為、法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは遅滞なく監事に報告しなければならない(法45の19⑥、一般法人法108)
- ・計算書類等が法令・定款に適合するかどうかについて監事と意見を異にする場合は、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない(法45の19⑥、一般法人法109①)
- ・定時評議員会において出席を求める決議があったときは、出席し意見を述べなければならない(法45の19⑥、一般法人法109②)



Q1 社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行っている公認会計士は、当該社会福祉法人の会計監査人になれるか

A1 税理士業務を行う公認会計士又はその配偶者が、当該社会福祉法人から当該業務により継続的な報酬を受けている場合は、当該社会福祉法人の会計監査人になることはできない(公認会計士法24①3号②、同施行令7①6)

社会福祉法人年間運営スケジュール例 (ミニマムスタンダード)

会計年度4月～3月末

月	機関等	議題等	備考
5	会計監査人	監査報告書特定監事・特定理事が受領	会計監査人設置の場合
5	監事	業務・会計の監査、監査報告書提出	
5 6	理事会	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業報告書・計算書類等承認 2 定時評議員会招集決議 3 理事長・執行理事の職務執行報告 4 (改選期の場合) 役員・評議員候補者名簿承認 5 社会福祉充実計画の承認 	<ol style="list-style-type: none"> 2 は前年度3月理事会で決議又は決議の省略による方法で決議することも可 5 は前期末における純資産額が法令の規定を超える場合 定時評議員会開催予定日より2週間前に開催すること
5 6		事業報告・計算書類の事務所備置き、閲覧提供	定時評議員会の日々の2週間前から主たる事務所で5年間
6	定時評議員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 計算書類等承認 2 事業報告承認 3 事業計画・予算報告 4 (改選期の場合) 役員・評議員の選任 5 社会福祉充実計画の承認 	<ol style="list-style-type: none"> 1 は会計監査人設置法人の場合計算書類等は報告事項としてもよい 2 は定款で報告事項としている場合は報告 3 は事業計画・予算を評議員会承認事項としていない法人 5 は前期末における純資産額が法令の規定を超える場合

月	機関等	議題等	備考
6	関係当局	1 所轄庁宛事業年度終了後の定期提出書類提出 2 法務局で理事長改選登記	
2 3	理事会	1 事業計画・予算等承認 2 理事長・執行理事の職務執行報告 3 (3月評議員会を開催する場合は招集決議)	2は「4か月を超える間隔で年2回以上」と定款で規定している場合、この定款規定がない場合は3か月に1回以上報告が必要
3	評議員会	1 事業計画・予算等承認	1は事業計画・予算を評議員会承認事項としている法人のみ



Ⅶ 役員等の義務と責任

1. 役員等と法人の関係

1) 民法の委任に関する関係

- 社会福祉法人と理事、監事、評議員および会計監査人との関係は委任に関する規定(民法643)に従う(法38)。
- 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う(民法644)。
一般「善管注意義務」と呼ばれているこの注意義務は、「自己の財産に於けると同一の注意」(民法659、無償寄託物の保管)では足りず、その職業、経歴などに応じて一般的に要求される程度の注意を指すと解されている。



2. 理事の義務

理事には上記の受任者としての義務のほか次の義務がある。

1) 忠実義務

法令・定款を遵守し、社会福祉法人の為に忠実にその職務を執行する義務(法45の16①)

2) 競業避止及び利益相反取引の制限

次の場合には理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない(法45の16④、一般法人法84)

(1) 理事が自己または第三者のために、当該社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき(競業)

(2) 理事が自己または第三者のために、当該社会福祉法人と取引をしようとするとき(自己取引)

(3) 当該社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当該社会福祉法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき(利益相反取引)

3) 監事への報告義務

当該社会福祉法人に回復することができない損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見した場合直ちに監事に報告しなければならない(法45の16④、一般法人法85)

役員・評議員等の義務及び法人との関係

社会福祉法人

委任関係

評議員

善管注意義務

理事

善管注意義務・忠実義務
競業避止義務・利益相反取引等制限

監事

善管注意義務

会計監査人

善管注意義務



3. 役員等の損害賠償責任

1) 法人に生じた損害の賠償責任

(1) 損害賠償責任の発生（法45の20①）

- ・理事、監事、会計監査人（役員等）および評議員はその任務を怠ったとき（任務懈怠）は、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ・理事の場合は、これに加えて理事に課せられている忠実義務や競業避止及び自己取引や利益相反取引の制限規定に違反した場合が含まれる。

(2) 連帯責任（法45の22）

社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う役員等又は評議員は、他の役員等又は評議員も当該損害賠償責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。

(3) 競業避止義務違反の場合の損害額

競業避止義務に違反した場合の損害額は当該取引によって理事または第三者が得た利益の額と推定される(法45の20②)

(4) 利益相反取引の制限規定に違反した場合

・自己取引、利益相反取引の制限規定に違反し、損害が生じた場合、次の理事は任務を怠ったと推定される(法45の20③)

①当該取引を行った理事

②当該取引を決定した理事

③当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

・自己のために利益相反取引をした理事の責任は、任務懈怠が当該理事の責めに帰することができない事由であっても免れることはできない(法45の20④、一般法人法116)

2) 損害賠償責任の免除

(1) 免除（法45の20④、一般法人法112）


- ・総評議員の同意がなければ役員等および評議員について、損害賠償責任の免除はできない。

(2) 評議員会決議による一部免除（法45の20④、一般法人法113）

- ・役員等の職務執行に際し善意でかつ重大な過失がない場合、当該役員等が職務執行の対価として受けるべき財産上の利益の1年当たりの額に、下記の数を乗じた額（最低責任限度額）を超える額について、評議員会の特別決議（議決に加われる評議員の3分の2）により免除することができる。

（理事長） 6 （業務を執行する理事） 4 （その他の理事・監事・会計監査人） 2

- ・一部免除の議案を提出する場合、責任の原因となった事実その他の詳細を評議員会に開示すること、監事全員の同意を得ることが必要である。
- ・決議後における退職慰労金等の支給について評議員会の承認を得ることが必要である。



(3) 定款の規定に基づく理事会決議による一部免除】
(法45の20④、一般法人法114)

- 役員等の職務執行に際し善意でかつ重大な過失がない場合、事実の内容その他の状況を勘案し特に必要と認めるときは、評議員会の免除額(最低責任限度額を超える額)を限度として、理事会の決議によって免除することができる旨を定款で規定することができる。
- この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、または定款の定めにより責任の一部免除の議案を理事会に提出する場合は監事の同意が必要。
- 役員等の責任の一部免除決議があった場合、評議員に対し異議があれば申し立てるよう通知し、総評議員の10分の1以上の異議があれば、免除してはならない。

(4) 責任限定契約による一部免除（法45の20④、一般法人法115）

- ・理事（理事長、業務執行理事、業務を執行した理事、使用人兼務でない理事）、監事および会計監査人（非業務執行理事等）が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その損害賠償責任について、定款であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約（責任限定契約）を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。
- ・理事と責任限定契約を結ぶことのできるとする定款の変更の議案を評議員会に提出するときは、監事の同意を得なければならない。
- ・非業務執行理事等の任務懈怠により法人が損害を受けたことを知った場合、その後最初の評議員会において、責任の原因となった事実、その他の詳細を開示すること。
- ・責任限定契約により賠償責任額の一部を免除された非業務執行理事等にその後退職慰労金等を支給する場合は評議員会の承認を得なければならない。

3) 役員等・評議員の第三者に対する損害賠償責任（法45の21）

- ・役員等又は評議員がその職務を行うにつき、悪意または重過失により第三者に損害を与えたときは損害を賠償する責任を負う。
- ・次の者が下記の行為をするときも同様の責任を負う。ただし、その者が当該行為を行うにつき注意を怠らなかったことを証明したときはこの限りではない。

（理事）

- ①計算書類、事業報告、これらの付属明細書の重要な記載・記録事項についての虚偽記載・記録
- ②虚偽の登記
- ③虚偽の公告

（監事）

監査報告の重要な記載・記録事項についての虚偽記載・記録

（会計監査人）

会計監査報告の重要な記載・記録事項についての虚偽記載・記録

損害賠償責任の免除

債権者	債務者	損害賠償責任の対象となる行為	免除できる場合
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事 ・ 監事 ・ 評議員 ・ 会計監査人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任務懈怠 ・ 理事の場合は、 下記は任務怠慢と推定される ①自己取引、利益相反取引をした理事 ②当該取引を決定した理事 ③理事会で賛成した理事 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 免除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総評議員同意 2. 一部免除（評議員を除く） 善意・無重大過失の場合に限る <ol style="list-style-type: none"> ①評議員会決議による一部免除 ②理事会決議による一部免除（要定款規定） ③非業務執行理事、監事、会計監査人について責任限定契約（要定款規定）
第三者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事 ・ 監事 ・ 評議員 ・ 会計監査人 	職務を行うについて悪意または重大過失があった場合	なし (役員損害賠償責任保険の対象となり得る。会計監査人適用外)